

## 懇談会（第4回）において発言があった主な事項

## 現地開催について

- ・医療のみならず、生活、仕事、高齢者の介護など被害の実態を幅広くとらえて救済を考えていくべき。
- ・生活全体が受けた被害に対して、何をどう支援するかということがなされてこなかった。
- ・患者の方々が微妙に対立し合っているのをどのようにほどこいていくのか、制度だけでは難しい。
- ・被害者のカテゴリーがいろいろあり救済や補償の体系が混乱していることが、被害者の中に差別という苦悩を生み出しているのでは。
- ・被害者にいくつもの団体があってその間で軋轢が生じていたり、解決のきっかけになるはずの最高裁判決が新たなもめごとのきっかけになりかけているようであり問題
- ・被害者や市民の間の軋轢や感情の違いを克服するには教育が重要、現状では胎児性患者の両親などの高齢化が問題

## 被害と救済に関する事務局説明に対して

- ・財源を考慮して救済の対象となる症状や病像を狭く限定的に規定し、判決などの度に屋上屋を重ねて対応してきたことが、この複雑な制度の成り立ちではないか。最初から疑わしきグレーゾーンは救済するという方向で大きく網をかければもっと違う展開があった。
- ・ハンターラッセル症候群を典型例として不全型につなげていったことが問題
- ・メチル水銀の微量汚染の問題も含め、最新の知見を整理する必要があるのでは。

- ・水俣病の被害と救済の問題は、別の専門家の場でのテーマとすべき。
- ・救済のための制度などもこれまでは一応の合理性の認められるものだったと思うが、最高裁判決により国に責任があるという前提の下でどうあるべきかを考えていく必要があるのでは。
- ・行政の判断は行政として科学的知見に基づいてなされることが重要
- ・救済問題の混乱の根底には、認定基準を昭和52年の判断条件として示した際に、昭和46年の緩やかな要件を厳しくして一症候のみの人たちが切り捨てられるとの疑念を持たれたことがある。
- ・平成3年の中公審答申から14年が経過しており、改めて今後の施策の根拠をかためるべく専門家などで議論をしていくべきで、それによってこそ混乱は収まっていくのでは。

#### 今後の議論の方向について

- ・責任と謝罪、地域社会の振興対策も重要であるが、より一般性のある問題として行政に携わる役人の問題意識なりそれを制度的に保証する組織のあり方などを提言すべき。
- ・市民はどのように行動していくべきかを教訓として検討し、市民、行政、科学者の三者の役割について提言に含めたい。
- ・行政の対応が市民にわかる形で表明されていないのが問題
- ・水俣病の政治、人権、福祉等のあり方に係る広範な教訓を懇談会としても引き出していくべきでは。
- ・この懇談会は期限が区切られているので、次に何をすべきかを提言していくべき。
- ・今後水俣病を二度と起こさないためには将来に向けてどうしたらいいのかを考え提言を行っていくべきで、そのためにも何故起こったかの原因を詰めることが必要